

# 継続的評価分析支援事業に係る これまでの経緯等について

# 予防給付及び地域支援事業の評価について

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年6月29日法律第77号)

## 附則第2条第2項(検討)

政府は、この法律の施行後3年を目途として、第3条の規定による改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という。)による予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 介護予防の有効性の評価について

- 介護予防(新予防給付・特定高齢者施策)の効果の分析については、継続的評価分析支援事業の実施市町村(83市町村)における詳細なデータを基に、厚生労働省が継続的評価分析等事業において行うこととしている。
- 本事業においては、①介護予防サービスを受けた高齢者の心身の状態や活動状況の変化の分析及び②介護予防の費用に対する効果の分析を行うこととしている。

市町村

継続的評価分析支援事業	
報告対象	〈予防給付〉〈特定高齢者施策〉
報告内容	高齢者の心身の状態や活動状況等のデータ

報告

厚生労働省

継続的評価分析等事業	
分析対象	〈予防給付〉〈特定高齢者施策〉
分析内容	○心身の状態や活動状況の変化の分析 ○費用に対する効果の分析
分析データ	継続的評価分析支援事業の実施市町村からの 高齢者の心身の状態や活動状況等のデータ
分析	介護予防継続的評価分析等検討会において実施
活用データ	既存の各種データ(介護給付費実態調査等)

# 継続的評価分析支援事業のスケジュールについて

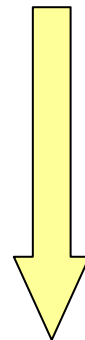
平成18年度 76市町村が参加



平成19年1月 実施市町村において調査開始



平成19年度 追加する市町村を選定



追加市町村は、継続的評価分析等事業の結果が平均的なものとなるよう、以下のような市町村を優先的に選定

- ①基本チェックリスト実施率が高い(5市町)
- ②特定高齢者候補者率及び特定高齢者率が高い  
(特定高齢者候補者率 5市町、特定高齢者率 4市町)
- ③通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業への参加割合が低い(5市町村)
- ④65歳以上の高齢者に占める介護予防サービスの受給率が低い(5市町村)

8市町村追加、その後1市辞退



平成20年度12月現在、83市町村が参加



平成21年1月末 調査終了



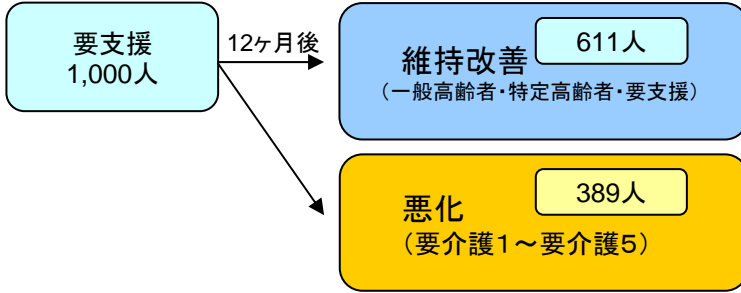
平成20年度末 最終取りまとめ

# 「要介護度が悪化した者の発生率」を用いた介護予防サービスの効果分析の結果について (平成20年5月28日 第4回検討会概要)

新  
予  
防  
給  
付

要  
支  
援  
1  
相  
当

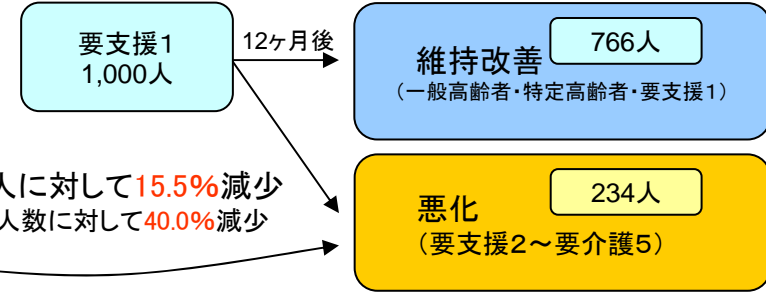
## 施策導入前



## 施策導入後

悪化人数  
の減少

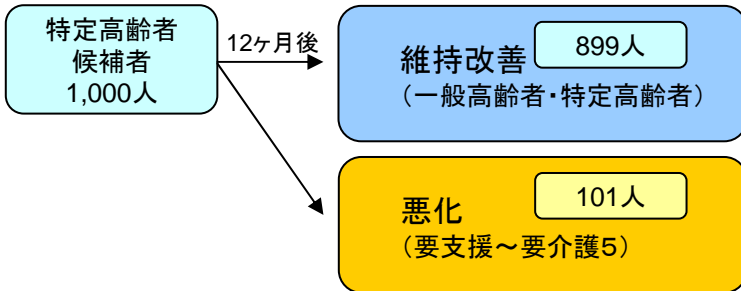
対象者1,000人に対して15.5%減少  
導入前の悪化人数に対して40.0%減少



1,000人を1年間追跡(12,000人月)した場合、以下の結果となり、**介護予防効果が認められた**。  
対象者1,000人に対して15.5%(155人)減少し、コントロール群の悪化人数(389人)に対して40%(155人)減少した。  
※性・年齢調整を実施

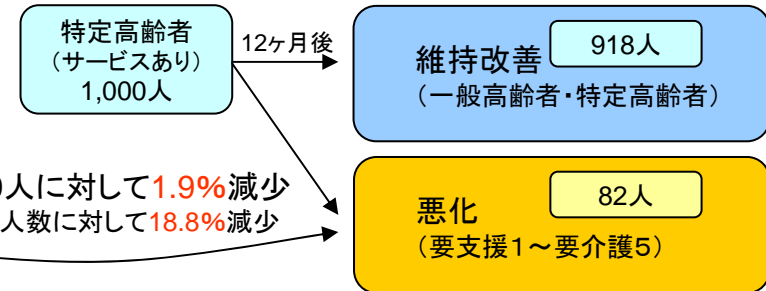
特  
定  
高  
齢  
者  
施  
策

旧  
基  
準

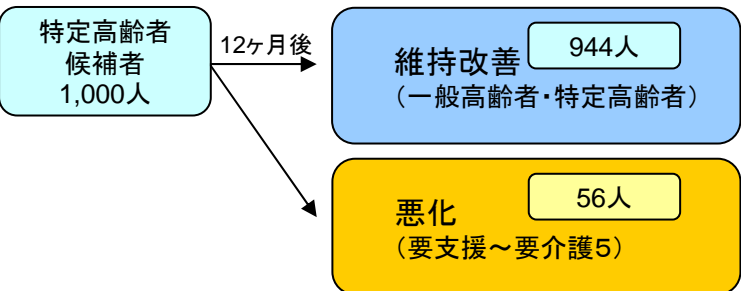


悪化人数  
の減少

対象者1,000人に対して1.9%減少  
導入前の悪化人数に対して18.8%減少

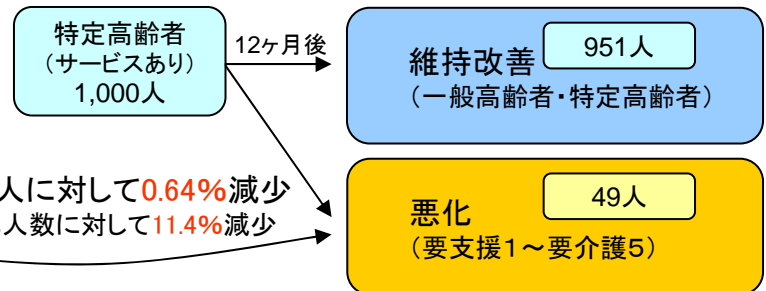


新  
基  
準



悪化人数  
の減少

対象者1,000人に対して0.64%減少  
導入前の悪化人数に対して11.4%減少



1,000人を1年間追跡(12,000人月)した場合、以下の結果となり、**介護予防効果が認められた**(※)。  
旧基準では、対象者1,000人に対して1.9%(19人)減少し、コントロール群の悪化人数(101人)に対して18.8%(19人)減少した。  
新基準では、対象者1,000人に対して0.64%(6人)減少し、コントロール群の悪化人数(56人)に対して11.4%(6人)減少した。  
※統計学的有意差は認められなかった